

乳業メーカーが支払う 乳価のしくみについて

ホクレンと乳業メーカーとの平成22年度生乳取引交渉が6月に妥結しました。

平成22年度の生乳需給をめぐる情勢は、平成20年9月のリーマンショックが引き金となった世界的金融危機による景気低迷の継続により、乳製品需要が大幅に減少し、かつ、昨年夏以降において全国的に飲用需要が大幅に低下したこと等により、脱脂粉乳・バターの大幅な過剰在庫が発生することが予測されました。Jミルク^{注)}の需要予測をもとに生乳計画生産目標を設定すると、既存需要のみでは5%以上の生乳生産の減少が必要と見込まれました。そのような情勢の中、北海道の生乳生産基盤を維持するために新たな需要を掘り起こすとともに、牛乳乳製品の需要量を回復させることが、取引交渉の最大の焦点でした。

今回は、生産者の皆様には自明のことと思いますが、乳業メーカーが支払う乳代のしくみについて、おさらいしてみようと思います。

先般妥結した平成22年度の用途別原料乳価格は、表に示した通りとなっています。

現在、北海道では全ての用途について成分取引をしているので、乳量の大小で乳代が決まる訳ではなく、乳成分何kg搾ったかが、乳代となります。以下にそのしくみを述べます。

表にある乳価は、各用途の基準乳価です。基準乳価とは、FAT(乳脂肪分)3.5%、SNF(無脂乳固形分)8.362%の生乳を基準としたときの乳価です(飲用向除く全用途)。表の加工向のところに成分単価(FAT)と成分単価(SNF)とありますが、これは、FATまたはSNFの1g当りの単価(生乳1kg当りFATまたはSNF0.1%に相当する)を示しており、加工向乳価を基本として算出されていて、FAT3.5%、SNF8.362%の時、表に示した乳価となるように決まっています(成分単価の算出方法は図1)。

乳業メーカーはその月に買入した生乳の成分値に従い、基準乳価+成分加算を支払います。(飲用向はFAT3.5%、SNF8.3%を基準とし、各成分0.1%毎に0.40円加算)。

注) Jミルク(社団法人日本酪農乳業協会)

生産者・乳業メーカー・販売業者が一体となり、牛乳乳製品の消費拡大を図るための普及・情報収集・調査研究事業や生乳生産・牛乳乳製品の生産・流通・取引の合理化を図るための情報の収集・提供と課題の解決を推進するための事業を行っている。

表：平成22年度用途別原料乳価格内容

用途区分		平成22年度		
			前年対比	
加工向	一般向	66.96	—	
	成分単価(FAT)	0.7651	—	
	成分単価(SNF)	0.4805	—	
飲用向	道内飲用向	109.40	—	
	集団飲用向	96.95	—	
	道外飲用向	北東北向	109.40	—
		南東北向	95.09	—
		関東以西向	89.28	—
		生乳向(着価格)	交渉中	—
	成分調整牛乳向	90.64	—	
LL向	飲用向より ▲5円	—		
はっ酵乳等向	はっ酵乳等向	84.75	—	
	その他向	86.75	—	
生クリーム等向	生クリーム向	72.50	▲3.00	
	濃縮乳向	75.00	▲2.00	
	脱脂濃縮乳向	66.96	▲1.00	
	その他向	83.75	—	
チーズ向	ゴーダ・チェダー向	46.00	—	
	その他向	50.00	—	

現在、北海道で生産されている生乳の平均成分値は、FAT4.0%、SNF8.7%程度です。基準成分から上回る成分量については、基準乳価に上乘せして支払われることとなりますので計算してみましょう。

$$\text{FAT} : 4.0\% - 3.5\% = 0.5\% (= 5\text{g})$$

$$\text{FAT } 1\text{g 毎に } 0.7651\text{円 加算するので} \\ 0.7651\text{円} \times 5 = 3.8255\text{円}$$

$$\text{SNF} : 8.7\% - 8.362\% = 0.338\% (= 3.38\text{g})$$

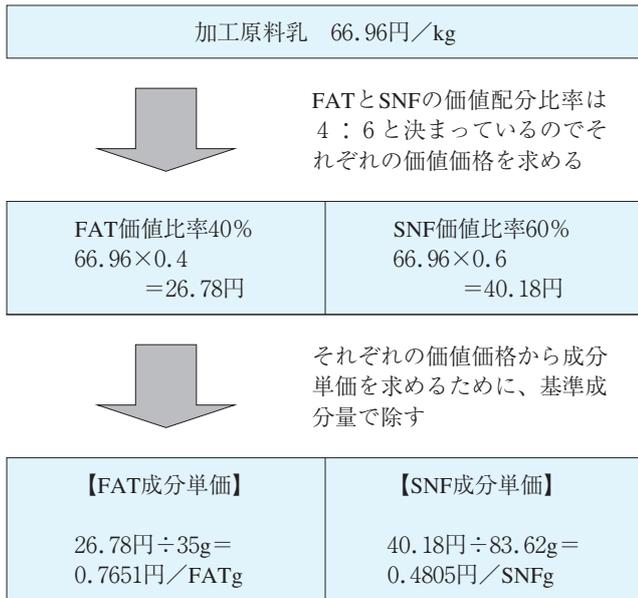
$$\text{SNF } 1\text{g 毎に } 0.4805\text{円 加算するので} \\ 0.4805\text{円} \times 3.38 = 1.6241\text{円}$$

$$\text{合計 } 3.8255 + 1.6241 = 5.4496\text{円}$$

となり、基準乳価+5.4496円が支払われることとなります。

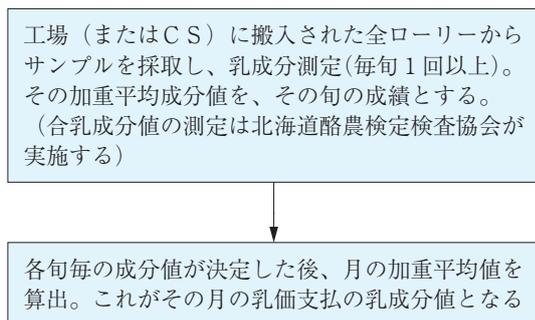
また、FAT3.5%、SNF8.3%の生乳であればどうなるでしょうか。

図1：成分加算単価の算出方法



FAT：3.5% - 3.5% = 0% (= 0g)
 FAT 1g毎に0.7651円加算するが、基準成分と同じなので、0円。
 SNF：8.3% - 8.362% = -0.062% (= -0.62g)
 SNF 1g毎に0.4805円加算するので
 $0.4805 \text{円} \times (-0.62) = -0.2979$ 円
 合計 0 - 0.2979 = -0.2979円
 となり、基準乳価 - 0.2979円となります。

また、乳業メーカーが乳価を支払う際の基準となる乳成分値(合乳成分値)は以下のように決定されることになっています。



まとめますと、**図2の通り、乳業メーカー支払乳価 = 各用途別の基本乳価 + 成分加算 + 消費税**となります。

以上、乳業メーカーが支払う乳価のしくみについて説明しました。生産者の皆様にとって参考になれば幸いです。

図2：乳業メーカー支払乳代のまとめ

【成分加算乳価】 乳製品向：FAT 0.1%毎に0.7651円 SNF 0.1%毎に0.4805円加算 飲用向：各成分0.1%毎に0.4円加算	+ 消 費 税
【基準乳価】 乳製品向：FAT 3.5% SNF 8.362% 飲用向：FAT 3.5% SNF 8.3%	

また、生産者に支払われる乳価は乳業メーカーが支払う乳価だけではありませんので、ご案内しておきます。

各生産者の手取り乳価 = 乳業メーカーの支払乳価 (各用途の加重平均乳価：通常プール乳価という) + 各種補助金 (加工原料乳補給金やチーズ等の補助金) - 生乳共販経費 (ホクレンが生乳を販売するためにかかった経費) - JA経費等 (生乳検査料、集乳経費等)となっています。

各生産者の乳成分値(個乳成分値)は、合乳と同様に全バルクからサンプルを採取(毎旬1回以上)、乳成分を測定し、旬・月の加重平均値を求め、乳価支払の基準となる成分値を算出して決定されることになっています(個乳成分値の測定は北海道酪農検定検査協会・十勝農協連・JAが実施する)。

最後になりますが、雪印メグミルクグループは今後さらに「乳」にこだわり、「生産者の想い」「消費者の笑顔」と共に、新しい「乳」コミュニティを育ててまいります。牛乳乳製品の消費拡大を最大の使命と捉え、「酪農生産への更なる貢献」に努力してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(雪印メグミルク 酪農部 酪農グループ担当部長
板坂 丞時)